

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十三号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「地域農業改良普及センター所長」を「所属長」に改め、「関係農林事務所長及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の農林漁業普及指導手当の支給に関する規則第五条第二項の規定は、平成二十三年四月分以後の実績簿から適用し、同年三月分以前の実績簿については、なお従前の例による。